

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。この場合において、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条中「任命権者」とあり、及び同条第3号中「人事委員会」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における当該教育長については、この条例の規定は、適用しない。